療育支援きらめき　感染症予防及びまん延防止に関する指針

第１章　基本方針

１．目的

療育支援きらめきでは、利用児童が安心して安全にサービスを利用できる環境を整えるため、感染症の予防及び感染拡大防止に取り組む。

感染症対策は、利用児童・保護者・職員の健康を守る上で重要であり、事業所として継続的かつ組織的に取り組む必要がある。本指針は、感染症の発生予防、発生時の迅速な対応及び再発防止体制を整備し、適切な支援体制を維持することを目的として定める。

第２章　感染対策体制

１．感染対策委員会の設置

①　目的

事業所内に「感染対策委員会」を設置し、感染症の予防及び発生時対応について協議・実施する。

②　体制図

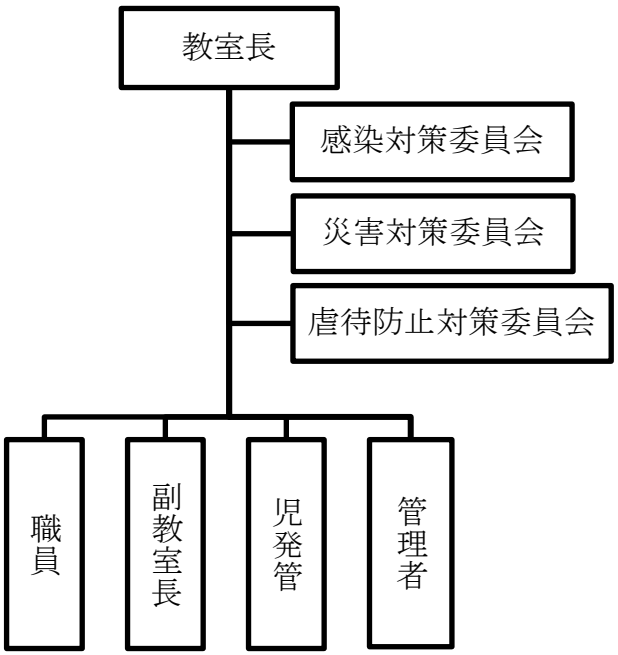

③　委員会の役割

感染対策委員会は、以下の事項を実施する。

- 感染予防対策の検討及び見直し
- 感染症発生時の対応方針の決定
- 職員研修及び訓練の企画・実施
- 利用児童及び職員の健康状態把握
- 関係機関との連携体制整備
- 必要物品（消毒液・手袋等）の管理
- 感染症 BCP との連携確認

④　委員会構成メンバー

委員会は以下の職員を中心に構成する

教室長　　：
副教室長　　：
管理者　　：
児童発達支援管理責任者　：
その他必要と認める職員　：

※個人情報保護のため氏名については記載しておりません。

⑤　開催頻度

定期開催：年４回（３か月に１回）

臨時開催：感染症発生時等、必要時に随時開催

（２）役割分担

各担当の役割分担は、以下の通りとする。

役割	担当者
事業所全体の運営管理	教室長
感染対策委員会運営に伴う連絡及び調整	副教室長
医療的観点から助言及び指導	協力医療機関
感染対策の実施及び感染予防に関する指導 利用児及び職員の健康管理状況の把握	管理者
支援現場における感染対策実施状況の確認 感染予防対策に関する職員への周知及び指導	管理者・担当者
食事提供状況及び栄養管理状況の確認	管理者・担当者

（３）指針の見直し及び更新

感染対策委員会は、感染症に関する情報収集を継続的に行い、研修及び訓練の実施を通して課題を整理・検討し、必要に応じて本指針の内容を見直し、改善を行う。

（４）研修の実施

感染対策に関する基本的な知識の普及及び衛生意識の向上を図るため、本指針に基づいた衛生管理及び感染予防対策を継続的に実施する。

また、全職員を対象に年２回以上の研修を実施し、新規採用時には感染対策に関する研修を行う。研修内容の企画及び実施記録の管理は感染対策委員会が行う。

対　象	全職員	新規入職者

開催時期	８月、２月	入職時
目　的	感染症予防対策と 感染症発生時の対応方法	感染症対策の重要性および 標準予防策の理解

研修講師は、感染対策委員会が任命する。
研修内容の詳細（開催日時、講師、方法、内容等）は、研修前に、全職員に周知する。

（５）訓練

感染症発生時における迅速かつ適切な対応体制を確保するため、本指針及び感染症対応マニュアルに基づき、全職員を対象とした感染対策訓練を年２回以上実施する。訓練内容は、初動対応、役割分担、情報共有、感染防護対応等を含むものとし、机上訓練及び実地訓練を組み合わせて実施する。訓練の企画、実施、評価及び記録管理については感染対策委員会が行い、必要事項について事前周知を行う。

対　象	全職員	
開催時期	８月	２月
目　的	感染症対策マニュアルや 感染症 BCP を利用した行動確認等	感染症発生時の対応訓練および研修

第３章 平常時の感染予防対策

１．利用児童の健康管理

利用児童の健康状態把握のため、以下を実施する。

① 来所持の健康状態確認
② 発熱・咳・体調不良時の状況確認
③ 保護者および学校等との情報共有
④ 必要時の利用調整
⑤ 手洗い・咳エチケット等の支援

２．職員の健康管理

職員に対し、以下を実施する。

① 定期健康診断の受診
② 出勤前に自ら体調確認
③ 体調不良時の報告徹底
④ 必要時の受診推奨
⑤ 感染予防に関する継続的な教育

３．標準予防策

感染経路を問わず、以下の標準予防策を徹底する。

① 手指消毒及び手洗い
② 必要時のマスク着用
③ 個人防護具の適切な使用
④ 支援前後の衛星管理
⑤ 共有物品の消毒
⑥ 室内喚起

４．環境衛生管理

事業所内の衛星環境維持のため、以下を実施する。

① 教室・机・玩具等の清掃及び消毒
② トイレ・洗面所の衛星管理
③ 定期換気
④ 汚物処理時の適切な対応
⑤ 感染症廃棄物の適切な処理

第４章 感染症発生時の対応

１．発生時の初期対応

感染者又は感染疑い者が確認された場合は、速やかに以下を実施する。

① 状況確認
② 関係職員への情報共有
③ 接触状況確認
④ 必要な感染対策実施
⑤ 保護者への連絡

２．感染拡大防止

必要に応じて以下を実施する。

① 活動場所の分離
② 消毒強化
③ マスク着用強化
④ 感染者の利用調整
⑤ 職員の配置調整

３．関係機関との連携

必要に応じて以下の機関と連携する。

① 医療機関
② 保健所
③ 市町村
④ 相談支援事業所
⑤ 学校等関係機関
⑥ 協力医療機関

４．関係者への連絡

感染症発生時には、教室長及び副教室長を中心として、関係機関との円滑な情報共有及び連携体制の確保に努める。また、状況に応じて必要な情報を適切に共有し、感染拡大防止及び安全な支援体制の維持を図る。

① 法人内の各事業所間における情報共有体制を整備する
② 利用児童の保護者との連絡体制を整備し、必要な情報共有を行う
③ 相談支援事業所及び関係機関との連携体制を構築する
④ 関係業者等との連絡体制を整理し、必要時に速やかに対応できる体制を整える

５．感染者発生後の支援

感染者発生後においては、教室長及び副教室長を中心として、感染者及び関係者が安心して療養・勤務継続等を行えるように支援体制を整備する。

① 感染者及び感染疑い者の健康状態や経過を継続的に確認する

② 感染者及び関係者の不安軽減に配慮し、必要に応じて相談支援や心理的配慮を行う体制を整備する

第５章 記録及び見直し

感染対策に関する以下の記録を電子データまたは文書にて保管する。

＜変更・廃止手続＞

本方針は、法令改正や感染状況等に応じて適宜見直しを行う

＜附則＞

本方針は、2026 年 10 月 1 日から適用する。

以上